

審査基準及び標準処理期間

平成28年6月23日作成

法令等名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗営業等適正化法」という。）
根拠条項	第31条の23において準用する第10条の2第5項
処分の概要	認定証の再交付
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	風俗営業等適正化法 第31条の23において準用する第10条の2第3項（認定証の交付） 第31条の23において準用する第10条の2第5項（認定証の再交付） 風俗営業等適正化法施行規則 第1条（認定証再交付申請書の提出） 第94条第3項において準用する第12条（認定証の再交付の申請）
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係
問い合わせ先	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課保安係
備考	